

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年9月26日（火） 10：02～10：17

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
鈴木 淳 司 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
宮 下 一 郎 国務大臣（農林水産大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 3件
- 政令 6件
- 人事 5件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、森屋副長官から御説明申し上げます。

○森屋内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、国家公安委員会委員長から御発言があります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「宮内庁及び警察庁の組織令」の各一部改正令は、所掌事務の円滑な遂行等を図るため、参事官の定数の改定、所掌事務の変更等を行うものであります。

次に、「入管法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年11月1日等とするものであります。

次に、「柔道整復師法施行令等の一部改正令」は、柔道整復師試験等の受験手数料の額を引き上げるものであります。

次に、「第13次地方分権一括法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を令和6年4月1日とするものであり、「同法の一部の施行に伴う関係整備政令」は、建築確認等を行う資格者検定の受検手数料の額を改める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、西村経済産業大臣が、フランス国政府要人との会談等のため、28日から30日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、ベナン国駐箚大使津川貴久外1名を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣府及び国土交通省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり、承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、内閣府国際平和協力本部事務局長加納雄大が外務省へ出向し、その後任に、外務省中東アフリカ局アフリカ部長齋田伸一を充てるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、吉永春馬外120名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・EU経済連携協定附属書の改正に関する公文」を交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、相互保護を行う地理的表示の対象の追加について取り極めるものであります。

次に、「ジェニンにおける上水道改善計画の実施のための贈与に関する書簡」をパレスチナとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、送配水施設の改修等のため、約28億円を贈与することについて、取り極めるものであります。なお、以上2件につきましては、先方との公文及び書簡の交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、国家公安委員会委員長。

○松村国務大臣：本日の基本的な方針の決定を受け、10月1日以降、犯罪被害者等

のための施策の推進について、国家公安委員会に総合調整権限が付与されることとなりました。国家公安委員会においては、政府全体の犯罪被害者等施策の司令塔として、これまで以上に当該施策を推進してまいりたいと考えておりますので、関係閣僚におかれましては、御協力の程よろしくお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から2件御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：コロナ禍での苦しかった3年間を乗り越え、経済状況は改善しつつあります。3.58パーセントの賃上げ、名目100兆円の設備投資、50兆円もの需給ギャップの解消も進み、税収も増加しています。他方で、コロナ禍を乗り越えた国民は、今度は、物価高に苦しんでいます。今こそ、成長の成果である税収増を国民に適切に「還元」すべきと考えています。我が国経済は、長年続いてきたコストカット型の経済から、活発な設備投資や賃上げ、そして、人への投資による経済の好循環が実現し、経済の熱量を感じられる「適温経済」の新たなステージに移れるチャンスを30年ぶりに迎えています。このチャンスを逃すわけにはいきません。岸田内閣では、今後3年間を「変革期間」として集中的に取り組んでまいります。その際、大切なのはスタートダッシュです。足元を見ると、国民は物価高に苦しんでおり、個人消費や設備投資も力強さに欠ける不安定な状況にあります。各種の給付措置に加え、税や社会保障負担の軽減などあらゆる手法を動員することで、熱量溢れる新たなステージへ移行するとの方向感を明確かつ確実にし、決して後戻りすることがないように、「総合経済対策」を策定します。経済対策の柱は、第1に、足元の急激な物価高から国民生活を守るための対策です。燃料油価格、電気・ガス料金の激変緩和措置を講ずるとともに、厳しい状況にある生活者・事業者の方々を引き続きしっかりと支えるための措置として、物価高対策のための重点支援地方交付金の追加などについて検討してまいります。物価高騰により予期せぬ不足を生じた必要な経費には、引き続き予備費の適時適切な執行により、迅速・機動的に対応します。第2に、地方・中堅中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長の実現です。賃上げ税制の減税制度の強化を検討するとともに、構造的賃上げ実現に向けた三位一体の労働市場改革を推進します。省人化投資等の促進など地方や中小・中堅企業の賃上げの環境整備や人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げの継続を支援し、若い世代の所得向上のため、「年収の壁」を乗り越えるための支援を行います。さらに、コロナ・物価予備費の用途を変更し、こうした賃上げ促進に機動的に対応できるものへと見直します。また、インバウンドの拡大を含む観光立国の取組、農林水産品の輸出拡大の取組等を通じて、経済の回復基調の地方への波及を図ります。第3に、成長力の強化・高度化に資する国内投資促進です。GDPギャップのマイナスが解消に向かう中、単なる需要追加ではなく、構造的賃上げの環境整備と生産性向上・供給力強化に資する投資を支援します。このため、戦略分野の国内投資促進や特許などの所得に関する減税制度の創設、ストックオプションの措置の充実の検討と併せ、潜在成長率を引き上げるためのGXへの投資など国内投資の更なる拡大、イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援を推進します。第4に、人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革の起動・推進です。

車の両輪として少子化対策とデジタル社会への変革を推進します。デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの提供の高度化・効率化を推進するとともに、規制・制度改革も活用し、人手不足下における国民・企業の創意工夫・事業意欲を後押しするなど、様々な手法で社会課題にきめ細かく対応してまいります。高齢社会と向き合い、認知症対策を始め、包摂社会の実現に取り組みます。第5に、国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保です。相次ぐ災害に屈しない国土づくりを進めるため、引き続き、防災・減災、国土強靱化を機動的に進めます。また、昨今厳しさを増す外交・安全保障環境の変化への適切な対応を講じます。子ども・若者の性被害防止のための緊急対策や花粉症対策などにも取り組みます。以上5つの柱に沿って、経済財政政策担当大臣を中心に、具体的な施策の検討を進め、10月末を目途に、「総合経済対策」を取りまとめていただきますようお願いいたします。その際、生産性向上やイノベーションの創出のため、課題の性質に応じて規制・制度改革や財政投融资の手法なども積極的に活用し、我が国経済の成長力強化に資する施策を効果的に講じてください。財政措置を伴うものについては、財務大臣と十分に内容を協議願います。今回の総合経済対策の策定に当たっても、閣僚各位におかれましては、国民の皆様の声を聞き、また、与党とも十分連携して、施策の具体化に取り組んでいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○岸田内閣総理大臣：西村大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理又は事務代理については、新藤大臣を経済産業大臣の代理とすることといたします。

○松野国務大臣：次に、外務大臣。

○上川国務大臣：モロッコ中部における地震被害に対する人道支援として、一時的避難施設、食料などの分野で支援を行うため、200万ドルの緊急無償資金協力を行うこととしました。

○松野国務大臣：次に、文部科学大臣。

○盛山国務大臣：国立大学法人北海道教育大学を始め5の国立大学法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された厚生労働大臣ほか2大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令 和 5 年 〕
〔 9 月 26 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り

- 犯 罪 被 害 者 等 の た め の 施 策 の 推 進 に 関 す る 業 務 の 基 本 方 針 に つ い て (決 定)

(内 閣 官 房 ・ 内 閣 府 本 府)

◎ 政 令

資 料
あ り

- 宮 内 庁 組 織 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定)
(宮 内 庁)
- // ○ 警 察 庁 組 織 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定)
(警 察 庁)
- // ○ 出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 及 び 日 本 国 と の 平 和 条 約 に 基 づ き 日 本 の 国 籍 を 離 脱 し た 者 等 の 出 入 国 管 理 に 関 す る 特 例 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (決 定) (法 務 省)
- // ○ 柔 道 整 復 師 法 施 行 令 及 び 言 語 聴 覚 士 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定) (厚 生 労 働 省)
- // ○ 地 域 の 自 主 性 及 び 自 立 性 を 高 め る た め の 改 革 の 推 進 を 図 る た め の 関 係 法 律 の 整 備 に 関 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (決 定) (国 土 交 通 省)
- // ○ 地 域 の 自 主 性 及 び 自 立 性 を 高 め る た め の 改 革 の 推 進 を 図 る た め の 関 係 法 律 の 整 備 に 関 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 に 関 す る 政 令 (決 定) (国 土 交 通 ・ 財 務 省)

◎ 人 事

資 料
な し

- ☆ 経 済 産 業 大 臣 西 村 康 稔 の 海 外 出 張 に つ い て (了 解)

資 料
あ り

- 特 命 全 権 大 使 津 川 貴 久 外 1 名 を 願 に 依 り 免 ず る こ と に つ い て (決 定)

- 資料あり ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆内海雄介外2名を判事兼簡易裁判所判事に任命することについて（決定）
- 資料あり ☆佐賀医科大学名誉教授吉永春馬外120名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和5年〕 (火)
9月26日

◎一般案件

資料
なし

- 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書14-Bの改正に関する外交上の公文の交換について(決定) (外務省)
- 〃 ○ジェニンにおける上水道改善計画の実施のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換について(決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]